

# 白河市行政分譲地建築助成金交付要綱

平成26年白河市告示第42号

## 改正

平成28年白河市告示第60号  
平成29年白河市告示第61号  
平成30年白河市告示第56号  
平成31年白河市告示第60号  
令和3年3月30日要綱第60号  
令和4年8月22日要綱第27号  
令和6年3月4日要綱第55号  
令和8年3月31日要綱第84号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人に対する助成（第3条―第11条）
- 第3章 事業者に対する助成（第12条―第15条）
- 第4章 雑則（第16条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、行政分譲地の販売を促進するため、行政分譲地に住宅を新築する者に対して予算の範囲内で助成金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政分譲地 第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンをいう。
- (2) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が行政分譲地にあることをいう。
- (3) 建築業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人をいう。
- (4) 不動産業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく宅地建物取引業の免許を受けた法人又は個人をいう。
- (5) 事業者 建築業者、不動産業者又は市長が認める者をいう。
- (6) 住宅 居住の用に供し、生活するために必要な台所、風呂及び便所を有する家屋をいう。
- (7) 新築 新たに住宅を建築することをいう。

- (8) 基準日 第5条又は第14条に規定する申請を行う日をいう。
- (9) 若年者 基準日において、39歳以下の者をいう。
- (10) 子育て世帯 基準日において、就労していない18歳以下の子ども（18歳に達した日以降の最初の4月1日を経過した者を除く。）又は出生以降に同居する予定の妊娠中の子ども（出産予定であることが母子健康手帳等で確認できるものに限る。）を養育する世帯をいう。
- (11) 新婚世帯 基準日において、夫婦のいずれかが39歳以下であり、婚姻の届出をした日から起算して3年未満の世帯をいう。
- (12) 市税等 本市において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税及び本市へ転入する前の所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。

## 第2章 個人に対する助成

### （交付対象者）

第3条 助成金の交付対象となる者（以下この章において「交付対象者」という。）は、定住する意思のある者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市と行政分譲地の売買契約を締結し、その1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した者
- (2) 基準日において納期が到来している市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、行政分譲地内の同一区画において過去にこの要綱の規定による助成金の交付を受けた者は、助成金の交付対象としない。

### （助成金の額）

第4条 助成金の額は、住宅の登記事項証明書に記載された床面積3.3平方メートル当たり10万円（基準日において、前条に規定する交付対象者が、若年者、子育て世帯又は新婚世帯のいずれかに該当する場合は15万円）とし、400万円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合には、前項の規定による助成金の額に50万円を加算する（本市に法人市民税を納めている場合に限る。）。

### （助成金対象住宅の認定申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下この章において「助成希望者」という。）は、助成金の対象となる住宅について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 助成希望者が、前項の認定を受けようとするときは、住宅新築に係る工事請負契約締結後、速やかに白河市行政分譲地建築助成金（個人用）対象住宅認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 建築工事請負契約書の写し
- (2) 建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類
- (3) 建築工事の図面
- (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (5) 入居予定者全員の住民票の写し

- (6) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由に子育て世帯に該当する場合に限る。）
- (7) 建築業者の本店又は支店等が市内に所在することを証明する書類（第4条第2項に規定する加算を申請する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（助成金対象住宅の認定）

第6条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは白河市行政分譲地建築助成金（個人用）対象住宅認定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは白河市行政分譲地建築助成金対象住宅不認定通知書（第3号様式）により、当該認定申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の対象となる住宅を認定するに当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（助成金の交付申請）

第7条 前条第1項の規定により行政分譲地建築助成金対象住宅の認定を受けた者は、対象住宅の登記事項証明書に記載された新築の日から3月以内に、白河市行政分譲地建築助成金（個人用）交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 建築工事の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、白河市行政分譲地建築助成金交付決定通知書（第5号様式）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）が、行政分譲地建築助成金の交付を請求しようとするときは、白河市行政分譲地建築助成金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定日から10年以内に、市長の許可なく交付対象住宅を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、当該交付決定者に対して白河市行政分譲地建築助成金取消決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、白河市行政分譲地建築助成金返還命令書(第8号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第3章 事業者に対する助成

(交付対象者)

第12条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市と行政分譲地の売買契約を締結し、その1年以内に住宅を新築する工事を着手する事業者

イ 市と行政分譲地の売買契約を締結し、その1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者

ウ 市から行政分譲地を購入した者(個人を除く。)から当該分譲地を購入し、市が初めの売買契約を締結した日から1年以内に、住宅を新築する工事を着手又は建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者

(2) 基準日において納期限の到来している国税及び地方税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、行政分譲地内の同一区画において過去にこの要綱の規定による助成金の交付を受けた者は、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第13条 助成金の額は、住宅の登記事項証明書に記載された床面積3.3平方メートル当たり15万円とし、400万円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合には、前項の規定による助成金の額に50万円を加算する(本市に法人市民税を納めている場合に限る。)

(助成金対象住宅の認定申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする者(以下この章において「助成希望者」という。)は、助成金の対象となる住宅について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 助成希望者が、前項の認定を受けようとするときは、住宅新築に係る工事請負契約締結後(助成希望者が建築する場合は工事着手前)、速やかに白河市行政分譲地建築助成金(事業者用)対象住宅認定申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 建築工事請負契約書の写し。ただし、助成希望者が建築する場合は建築内容が確認できるもの

(2) 建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類

(3) 建築工事の図面

(4) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(5) 当該行政分譲地の売買契約書及び土地の登記事項証明書(第12条第1項第1

号ウに規定する交付対象者の場合に限る。)

(6) 建築業者の本店又は支店等が市内に所在することを証明する書類（第13条第2項に規定する加算を申請する場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(準用)

第15条 第6条から第11条までの規定は、事業者に対する助成について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	白河市行政分譲地建築助成金(個人用)対象住宅認定通知書(第2号様式)	白河市行政分譲地建築助成金(事業者用)対象住宅認定通知書(第10号様式)
第7条	白河市行政分譲地建築助成金(個人用)交付申請書(第4号様式)	白河市行政分譲地建築助成金(事業者用)交付申請書(第11号様式)
第10条第1項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第4号

2 前項の場合において、第7条第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

#### 第4章 雑則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(白河市行政分譲地建築助成金交付要綱の廃止)

2 白河市行政分譲地建築助成金交付要綱(平成22年白河市告示第33号)は、廃止する。

附 則(平成28年白河市告示第60号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白河市行政分譲地建築助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に支給を決定する助成金について適用し、同日前に支給を決定した助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年白河市告示第61号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年白河市告示第56号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年白河市告示第60号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日要綱第60号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月4日要綱第55号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日要綱第84号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行政分譲地の売買契約を締結したものから適用する。



第2号様式（第6条関係）

白河市行政分譲地建築助成金(個人用)対象住宅認定通知書

第 号  
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付で申請のあった白河市行政分譲地建築助成金対象住宅については、下記のとおり認定したので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次の条件を付して通知します。

記

1 認定内容

- (1) 分譲地名
- (2) 建築場所(所在地) 白河市
- (3) 延床面積  $m^2$
- (4) 工事期間 年 月から 年 月(予定)
- (5) 建築業者
  - ① 商号又は名称
  - ② 許可番号 許可( )第 号
- (6) 助成の種類  一般  若年者・子育て世帯・新婚世帯  特別加算

2 条件

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請書に記載した建築内容に変更が生じた場合又は建築工事を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

第3号様式（第6条・第15条関係）

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付けで申請のあった白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第 条第 項の規定により通知します。

記

理由

第4号様式（第7条関係）

白河市行政分譲地建築助成金(個人用)交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

白河市行政分譲地建築助成金の交付を受けたいので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分譲地名		区 画 番 号	番
建築場所	白河市		
延床面積	_____ m <sup>2</sup> （登記事項証明書に記載されている床面積の合計）		
新築の日付	_____ 年 _____ 月 _____ 日（登記事項証明書に記載されている登記原因日）		
助成金	交付申請額		円 ※1,000円未満端数切捨て
	該当項目 を選択	ア	10万円×（ _____ ）m <sup>2</sup> / 3.3m <sup>2</sup>
		イ	15万円×（ _____ ）m <sup>2</sup> / 3.3m <sup>2</sup>
ウ	50万円加算 （建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合）		円 （上限400万円）

添付書類

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 建築工事の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第8条・第15条関係）

白河市行政分譲地建築助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付けで交付申請のあった白河市行政分譲地建築助成金については、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額

円

第6号様式（第9条・第15条関係）

白河市行政分譲地建築助成金交付請求書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 (代表者)氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました白河市行政分譲地建築助成金について、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第 条の規定により請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	普通・当座・その他	口座番号						

※ 口座名義人は請求者と同一であること。

第7号様式（第10条・第15条関係）

白河市行政分譲地建築助成金取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した白河市行政分譲地建築助成金について、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第 条第 項の規定により、決定を取り消します。



第9号様式（第14条関係）

白河市行政分譲地建築助成金（事業者用）対象住宅認定申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

白河市建築助成金対象住宅の認定を受けたいので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第14条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分譲地名	<input type="checkbox"/> 第2白鳥ニュータウン <input type="checkbox"/> 田園町府ニュータウン	
建築場所 (所在地)	白河市 (区画番号: )	
延床面積	m <sup>2</sup> (工事請負契約書等に記載されている床面積の合計)	
工事期間	着手(予定日)	年 月
	完了(予定日)	年 月
建築業者	商号又は名称	
	許可番号	許可( )第 号
助成の種類	<input type="checkbox"/> 一般(15万円/3.3m <sup>2</sup> )	
	<input type="checkbox"/> 特別加算(建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合)	

添付書類

- (1) 建築工事請負契約書の写し（申請者が建築する場合は建築内容が確認できるもの）
- (2) 建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類（許可通知の写し等）
- (3) 建築工事の図面
- (4) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 当該分譲地の売買契約書及び土地の登記事項証明書  
(第12条第1項第1号ウに規定する交付対象者の場合に限る。)
- (6) 建築業者の本店又は支店等が市内に所在することを証明する書類  
(特別加算が該当する場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

白河市行政分譲地建築助成金(事業者用)対象住宅認定通知書

第 号  
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付けで申請のあった白河市行政分譲地建築助成金対象住宅については、下記のとおり認定したので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第15条第1項で準用する同要綱第6条の規定により、次の条件を付して通知します。

記

1 認定内容

- (1) 分譲地名
- (2) 建築場所(所在地) 白河市
- (3) 延床面積  $m^2$
- (4) 工事期間 年 月から 年 月(予定)
- (5) 建築業者
  - ① 商号又は名称
  - ② 許可番号 許可( )第 号
- (6) 助成の種類  一般  特別加算

2 条件

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請書に記載した建築内容に変更が生じた場合又は建築工事を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

第11号様式（第15条関係）

白河市行政分譲地建築助成金(事業者用)交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

白河市行政分譲地建築助成金の交付を受けたいので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第15条で準用する同要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分譲地名		区画番号	番
建築場所	白河市		
延床面積	m <sup>2</sup> （登記事項証明書に記載されている床面積の合計）		
新築の日付	年 月 日（登記事項証明書に記載されている登記原因日）		
助成金	交付申請額 円 ※1,000円未満端数切捨て		
	該当項目を選択	ア 15万円×（ ）m <sup>2</sup> / 3.3m <sup>2</sup>	円 (上限400万)
		イ 50万円加算 (建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合)	

添付書類

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 建築工事の完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類